

大阪府ドクターバンク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府地域医療支援センター（以下「センター」という。）が行う大阪府ドクターバンク（以下「ドクターバンク」という。）に関する必要な事項を定め、センターが、府内医療機関等の医師確保支援策として、府内医療機関等で就業を希望する医師と求人を行う府内医療機関等のマッチング支援を行うことを目的とする。

(事業内容)

第2条 職業安定法（昭和22年法律第141号）第29条に規定する無料の職業紹介事業として、センターが医療機関等の求人情報及び府内医療機関等での就業を希望する医師情報を登録し、紹介及び斡旋を行う。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ドクターバンク センターが、医療機関等の求人情報と大阪府内での就業を希望する医師情報を登録し、無料で紹介及び斡旋を行う事業
- (2) 医師 大阪府内に所在する医療機関等で就業を希望する医師
- (3) 医療機関等 大阪府内に所在する病院及び行政機関のうち、次の医師を募集する病院及び行政機関
 - ア 臨床研修プログラムにおける診療科業務に携わる医師を募集する基幹型臨床研修病院
 - イ 内科（全域）、外科（全域）、産婦人科、産科、小児科、新生児科、小児外科、新生児外科、救急科、精神科、脳神経外科及び麻酔科における診療業務に携わる医師を募集する病院
 - ウ ア、イで示された医療機関における産前・産後休業や育児休業中の医師（携わる診療業務は問わない）の代替となる医師
 - エ 公衆衛生に関する業務に携わる医師を募集する行政機関

(登録、紹介及び斡旋)

- 第4条 ドクターバンクへの登録を希望する場合、医師は求職登録票（様式1）を、医療機関等は求人登録票（様式2）をセンターに提出するものとする。なお、医師の求職登録については、大阪府行政オンラインシステムの入力フォーム上に必要事項を記入のうえ求職登録を行う方法をもって、求職登録票（様式1）の提出に替えることができる。
- 2 センターは、前項の提出があった場合、ドクターバンクに登録するとともに、登録決定通知書（様式3）により医師または医療機関等に通知する。
 - 3 医師及び医療機関等は、ドクターバンクの登録内容に変更が生じた場合は、登録変更届（様式4）により、登録を取消す事由が生じた場合は、登録取消届（様式5）により、直ちに大阪府に届け出るものとする。
 - 4 センターは、ドクターバンクに登録のあった医師を医療機関等に紹介・斡旋する。な

お、有益な機会の提供等を保証するものではなく、また、雇用条件の調整、採用選考について、センターは関与せず、医師及び医療機関等の間において行うものとする。

(登録の不承認)

第5条 センターは、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、ドクターバンクの登録を承認しないこととする。

- (1) 前条第1項の申請内容に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
- (2) 医師及び医療機関等が、暴力団関係者、暴力団関係団体等を駆使して経済的利益を追求する個人又はこれらに準じる者（以下「反社会的勢力」という。）である場合
- (3) その他、ドクターバンクへの登録について、センターが不適当な事由があると判断した場合

(登録情報の有効期限と更新)

第6条 ドクターバンクの登録情報の有効期限は、医師及び医療機関等からの削除の申出がある場合、または次条に該当する場合を除き、登録又は登録情報変更後1年間とする。

(登録の取消し)

第7条 センターは、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当すると認めた場合、登録を取り消すことができる。

- (1) 医師及び医療機関等から登録取消届（様式5）の提出があった場合
- (2) 医師及び医療機関等が反社会的勢力や団体又はその関係者であると認められた場合
- (3) その他、ドクターバンクの登録継続について、センターが不適当な事由があると判断した場合

(登録情報の取扱い)

第8条 医師及び医療機関等は、センターに提供した登録情報をドクターバンクの円滑な実施のため、当該目的の範囲内で利用することに同意するものとする。

(免責)

第9条 当該事業に関して、医師及び医療機関等、その他第三者に損害又はトラブルが生じた場合でも、センターに故意又は重過失がある場合を除き、センターはその責を負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ドクターバンクについて必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月11日から施行する。